

第百三十二回 参議院労働委員会 會議録 第九号

平成七年五月二十三日(火曜日)

午後四時開会

委員の異動

三月二十八日

岡 利定君

鹿熊 安正君

清水 達雄君

古川太三郎君

三月二十九日

栗森 喬君

古川太三郎君

四月十三日

古川太三郎君

四月十四日

栗森 喬君

古川太三郎君

四月二十六日

大河原太一郎君

四月二十八日

坂野 重信君

五月二十二日

和田 教美君

五月二十三日

大河原太一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

委員

理事

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

岩田 順介君

浜本 万三君

伊藤 庄平君

松原 亘子君

佐野 厚君

野村 五男君

庄司 中君

古川太三郎君

吉川 春子君

小野 清子君

岡 利定君

坪井 一字君

千葉 景子君

足立 良平君

武田 節子君

都築 譲君

星野 明市君

星野 明市君

都築 譲君

山崎 順子君

措置その他の労働者が就業しつつ一定範囲の家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならぬこととしております。

第三に、育児または家族の介護を行う労働者等に対する支援措置であります。

国は、育児または家族の介護を行う労働者等の雇用の継続、再就職の促進を図るため、事業主等に対する相談、助言及び給付金の支給、労働者に対する相談、講習、育児または介護により退職した者に対する再就職支援その他の支援措置を講ずることとしております。

第四に、育児休業または介護休業を取得する労働者の代替要員に関する委託募集の特例についてであります。

一定の基準に合致すると認定された事業協同組合等が、その構成員たる中小企業者の委託を受けて育児休業または介護休業を取得する労働者の代替要員の募集を行う場合は、許可制を届け出制にして手続を簡素化することとしております。

なお、この法律は、本年十月一日から施行することとしておりますが、介護休業、勤務時間の短縮等の制度に関する部分については、全事業所において介護休業等の制度を円滑に導入するための準備期間をとるため、平成十一年四月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(笹野貞子君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員岩田順介君から説明を聴取いたします。岩田君。

○衆議院議員(岩田順介君) 日本社会党・護憲民主連合の岩田でございます。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、介護休業の制度または

勤務時間の短縮等の措置に準じて、事業主が講ずるよう努めなければならないとされている必要な措置は、介護を必要とする期間、回数等に配慮したものでなければならないことを明確にすること。

第二に、事業主は、介護休業の制度等に関する規定の施行前においても、可能な限り速やかに、介護休業の制度を設けるとともに、勤務時間の短縮等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

第三に、政府は、介護休業の制度等に関する規定の施行後適当な時期において、介護休業の制度の実施状況、介護休業中における待遇の状況その他の改正後の法の施行状況、公的介護サービスの状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、家族を介護する労働者の福祉の増進の観点から同法に規定する介護休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(笹野貞子君) 次に、介護休業等に関する法律案について、発議者星野朋市君から趣旨説明を聴取いたします。星野君。

○星野朋市君 ただいま議題となりました介護休業等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国は、世界に例を見ないほど急速に人口の高齢化が進行しており、その結果、高齢あるいは疾病のために介護を要する高齢者が急増しております。また今日、核家族化が進み、同時に女性の就業率の増加が進行しており、介護を支える家庭的・社会的環境は予想以上に悪化しております。

これに対応する施設、制度の充実は国民の切実な要請であり、それにこたえることは政治の責務であります。

こうした状況を前にして、政府は新ゴールドプランを策定する等、高齢者福祉の実現のために諸

制度の整備を進めておられることは承知しておりますが、その実現への道のりは遅々としたものと言わざるを得ません。

申し上げるまでもなく、高齢者等の介護体制の整備は総合的に取り組むべき課題であります。公的介護体制が整備されていない現状のもとでは、介護休業の権利としての速やかな確立は緊急の要請であります。また、介護休業は、自助、互助、公助の重層的な介護システムを構築するための、介護の方法について国民の選択肢を多様化するという観点からも、制度化する意義があると考えます。

我々平成会は、以上の認識に基づき、介護休業制度の可及的速やかな確立を図るため、ここに本法律案を提出いたしました。

以下、本法律案の内容の概要を御説明いたします。

第一に、この法律は、日常生活を営むのに支障がある家族に対する介護を行うために権利としての介護休業制度を設けると同時に勤務時間等に関する事業主が講ずるべき措置を定めるほか、家族の介護を行う労働者及び事業主、事業主の団体等に対する支援措置を定めることにより、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続等を図り、これらの者の職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、高齢化社会に向かつての経済的・社会的条件の整備を目指すものであります。

第二に、この法律においては、介護休業の対象となる家族の範囲を配偶者、子、父母もしくは配偶者の父母またはその他の同居の親族としており、配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親子関係には事実上養子縁組と同様の事情にある者を含むものとしております。

第三に、介護休業期間は、一年間を限度とする。こととし、介護休業の回数は、介護休業の対象となる家族のおのおのが介護を必要とする一つの継続する状態ごとに一回としております。なお、労働者は、原則として休業開始予定日の二週間前までに事業主に申し出るにより介護休業をする

ことができることとしており、この申し出があつたときは事業主はそれを拒むことができないものとしております。

第四に、就労しつつ家族の介護を行うことを希望する労働者に対して、事業主は一年間以上の期間にわたり勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないこととしており、この措置は介護休業と組み合わせ取得することもできることとしております。また、事業主は介護休業や勤務時間の短縮等によらずに家族の介護を行う労働者に対しても、それらに準じた必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしております。

第五に、事業主は、介護休業あるいは勤務時間の短縮等の措置を申し出あるいは取得した労働者に対して、そのことを理由として、解雇その他の不利益取り扱いをしてはならないこととしております。

第六に、国は、介護休業制度及び勤務時間の短縮等の措置の導入による事業主の急激な負担の増加を緩和するとともに、これらの制度、措置の円滑な定着を図るため、事業主に対する給付金の支給を含む各種の援助を行うことができることとしております。その際、現時点における介護休業制度の導入比率が低く、また導入に当たつての困難が大いと考えられる中小企業者に対しては特別の配慮をするものとしております。また、国は、介護休業を取得する等家族の介護を行う労働者に対して、相談、講習等の措置を講じること、地方自治体もこれに準じた措置を講じよう努めなければならないこととしております。

第七に、中小企業者が介護休業等取得した労働者の代替要員を確保するのを支援するため、一定の要件を備える中小企業団体は例外的に届け出をするだけで介護休業等の取得者の業務を処理するために必要な労働者の委託募集を行えることとしております。

第八に、国は、介護休業中の労働者の所得を保障するため、別に法律で定めるところに従い、労働者に介護休業給付を支給するものとしております。

す。なお、この介護休業給付は雇用保険制度から支給することを想定しております。

第九に、介護休業を取得する労働者の負担を軽減するため、介護休業中の労働者の負担すべき社会保険料については、別に法律で定めるところにより、免除することとしております。

第十に、この法律のうち、介護休業等に関する規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては適用しないこととしております。なお、国家公務員及び地方公務員に関しては、別途法律を定めて、一年間の介護休業制度を導入することを予定しております。

最後に、介護休業制度の早急な必要性を考慮して、介護休業等に関する規定の施行期日は、平成八年四月一日としております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長(世野貞子君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(世野貞子君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び介護休業等に関する法律案の審査のため、来る五月三十日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世野貞子君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世野貞子君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び介護休業等に関する法律案につき、仙台市において意見を聴取するため、来る五月三十一日に委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世野貞子君) 御異議ないと認めます。つきましては、派遣委員等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世野貞子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(世野貞子君) 速記を起こしてください。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願(第四二七号)

一、防災ナースینگホームの増設と入居基準に関する請願(第四三五号)

一、障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願(第四三六号)

一、労災病院の全府県設置に関する請願(第四三七号)

一、労災年金受給者遺族(補償)年金の受給要件の改善に関する請願(第四七五号)

一、ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願(第四八六号)(第四八九号)(第四九二号)(第四九五号)(第四九九号)(第五〇七号)(第五一五号)(第五二〇号)(第五二六号)

一、実効ある介護(看護)休暇の早期法制化等に関する請願(第五二八号)

一、中小企業退職金共済法の改悪反対に関する請願(第五二九号)

一、ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願(第五三二号)(第五三八号)(第五六九号)(第五七一号)(第五七四号)(第五八一号)

第四二七号 平成七年三月十七日受理

ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 千葉市美浜区磯辺四ノ二八ノ二

〇 宮本英 外四百二十五名

紹介議員 山田 健一君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第四三五号 平成七年三月十七日受理

防災ナースینگホームの増設と入居基準に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二一ノ一

三 織田晋平

第四三六号 平成七年三月十七日受理

障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二一ノ一

三 織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三七号 平成七年三月十七日受理

労災病院の全府県設置に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二一ノ一

三 織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四三八号 平成七年三月十七日受理

介護休業制度の法制化等に関する請願

請願者 北九州市小倉北区下津四ノ八ノ

三

第四五三号 平成七年三月十七日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 青森県八戸市新井田字塩入四九ノ一五 中山親 外千二百二十四名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第四五九号 平成七年三月十七日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都八王子市大谷町一九九ノ四 千田民雄 外五百三十名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第四六六号 平成七年三月十七日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区大原二ノ一六ノ九 中島由紀子 外九百六十五名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第四七二号 平成七年三月十七日受理
労災ナースングホームの増設と入居基準に関する請願
請願者 山形県西村山郡河北町西里二四四 佐藤光昭
紹介議員 星川 保松君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四七三号 平成七年三月十七日受理
障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願
請願者 山形県西村山郡河北町西里二四四 佐藤光昭

紹介議員 星川 保松君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四七四号 平成七年三月十七日受理
労災病院の全府県設置に関する請願
請願者 山形県西村山郡河北町西里二四四 佐藤光昭
紹介議員 星川 保松君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四七五号 平成七年三月十七日受理
労災年金受給者遺族(補償)年金の受給要件の改善に関する請願
請願者 山形県西村山郡河北町西里二四四 佐藤光昭
紹介議員 星川 保松君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第四八六号 平成七年三月十七日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 福島県南会津郡下郷町字田代二四一 五十嵐岩雄 外二百七十三名
紹介議員 萱野 茂君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第四八九号 平成七年三月十七日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府吹田市岸部北三ノ三七ノ二〇 宮原啓二 外二百六十六名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第四九二号 平成七年三月十七日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 山梨県甲府市朝氣二ノ一ノ二二

紹介議員 土屋良彦 外二百六十五名
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第四九五号 平成七年三月二十日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 宮城県黒川郡大和町鶴巣北目大崎 佐藤功 外四百七十名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第四九九号 平成七年三月二十日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 愛知県江南市山尻町大桑二九 落合克吉 外五百九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五〇七号 平成七年三月二十日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市用田二、六六八 鹿島栄作 外二百二十九名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五一五号 平成七年三月二十二日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都葛飾区白鳥三ノ一五ノ一〇 ジュネシオンセブン三〇三 渡辺洋一 外五百四十四名
紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五二〇号 平成七年三月二十二日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 愛知県半田市港本町四ノ二九 谷幸彦 外四百九名
紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五二六号 平成七年三月二十二日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 新潟県新井市大字広島三六七ノ一 宮尾豊彦 外八百二十名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五二八号 平成七年三月二十二日受理
実効ある介護(看護)休暇の早期法制化等に関する請願
請願者 三重県南牟婁郡紀宝町成川六八七ノ一 岡奈加子 外五千七百七十一名
紹介議員 吉川 春子君
共働き世帯が過半数を超え、家族的責任のある男女労働者が働き続けていくためには、権利・労働条件の拡充や保育・福祉施設など社会的条件の整備が求められる。特に高齢化社会を迎えるとともに核家族化が進む中で、介護休暇の法制化は圧倒的な国民世論となり、すべての産業の男女労働者を対象とした介護の実態に応じた実効ある法律の早期実現が期待される。私たちは、男女労働者が仕事と家庭を両立させて平等に働くための権利や社会的条件の拡充をうたったILO第百五十六号条約の速やかな批准と国内法の整備を求める。ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、すべての産業の男女労働者を対象とし、以下の内容を踏まえ、実効ある介護(看護)休暇を早期に法制化すること。
1 介護の対象は、入院・在宅、同居・別居を問わず家族(配偶者・二親等までの血族・姻族・その他特別な事情のある者を含む。)と

すること。

2 介護の範囲は、心身の障害により日常生活を営むのに支障があるような状態になった場合、入院・在宅で身の回りの世話、リハビリや通院介助、精神的・情緒的な支え、入退院の手続、付添い等の手配、不登校などの子供のケアなど幅広い内容を含むものとする。

3 休暇の形態は、全日型と時間型とし、両方の組合せも認めること。

4 期間は、同一病人の同一疾病に日単位換算で延べ三百六十五日までとすること（全日型以外は時間単位換算）。休暇の回数は連続又は断続で必要回数の休暇取得を保障し、途中変更を認めること。

5 休暇中は国及び雇用主負担で所得保障を行うこと。中小零細企業に対しては、国の負担割合を多くすること。

6 長期休暇中の一時金は勤務期間に応じて保障すること。昇給・勤続年数の取扱いにおいては、引き続き勤務したものとして取り扱うこと。

7 長期休暇中は、他の労働者の負担が増えるように、代替要員を配置すること。

8 休暇中の身分や地位の継続を保障し、休暇後は原職に復帰させること。

9 休暇取得にかかわる一切の不利益を禁止すること。

二、ILO第百五十六号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）を速やかに批准し、国内法を整備すること。

第五二九号 平成七年三月二十二日受理
中小企業退職金共済法の改悪反対に関する請願

請願者 宮崎市橋通西四ノ六ノ七 伊地知

孝 外百八十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第五三二号 平成七年三月二十二日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 埼玉県蓮田市大字根金一、七五

二 石原孝三 外二千五百五十名

紹介議員 測上 貞雄君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五三八号 平成七年三月二十二日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市泉沢町五六一 中島

英美 外三百五十二名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五六九号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 秋田市東通明田九ノ五 鈴木養

一 外千四十名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五七一号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府茨木市東奈良二ノ一五ノ四

〇九 加護一昭 外百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五七四号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都八王子市大和田町一ノ一一

ノ一〇九 落合功一 外二百二十三名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五八一号 平成七年三月二十三日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都羽村市小作台四ノ七ノ一

九 田中幸吉 外四十九名

紹介議員 薬科 満治君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願（第五八六号）（第五八七号）（第五八九号）（第五九三三三）（第六二〇号）（第六二三三）（第六二六六）（第六二八八）（第六三三四）（第六三六六）

一、中小企業退職金共済法の改悪反対に関する請願（第六四二二）

一、ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願（第六六一一）（第六六二二）（第六六五五）（第六八五五）

第五八六号 平成七年三月二十四日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 静岡県沼津市寿町二二ノ四三

ニューパレス三一〇 吉田淳一 外百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五八七号 平成七年三月二十四日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都練馬区中村北三ノ一九ノ六

ノ二〇五 高柳実 外八十名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五八九号 平成七年三月二十四日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪市東淀川区大相二ノ八 北林

一美 外二百九十二名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第五九三三三 平成七年三月二十四日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県伊達郡梁川町細谷入ノ内一

二五 津田俊雄 外五百六名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第六二〇号 平成七年三月二十七日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長野県諏訪市大字四賀武津七八ノ

一 石川千広 外三百四十五名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第六二三三 平成七年三月二十七日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 広島市西区西観音町一五ノ一 北

岡博文 外七百九十二名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第六二六六 平成七年三月二十七日受理
ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府岸和田市上野町西一九ノ

六 忠野猪一郎 外四百九名

紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第六二八号 平成七年三月二十七日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 千葉県成田市幸町四六三ノ一 佐藤実 外百十一名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第六三四号 平成七年三月二十八日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 長崎市花丘町七ノ一二 千々岩定政 外千四十六名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第六三六号 平成七年三月二十八日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都墨田区東墨田三ノ一ノ二 大沼信次 外四百八十二名
紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第六四二号 平成七年三月二十八日受理
中小企業退職金共済法の改悪反対に関する請願
請願者 長野県上田市富士山字窪峠二、四 一六ノ一三 宮澤光雄 外四十五名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第六六一号 平成七年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 秋田市下北手松崎字大巻二六ノ六

三 石塚誠 外七百八十五名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第六六二号 平成七年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 愛知県津島市江東町三ノ一五四 藤山勝 外九百八十四名
紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第六六五号 平成七年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都八王子市上野町五九 和智勉 外四百九十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第六八五号 平成七年三月三十日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都小平市天神町一ノ一四六ノ六 小勝勇 外二十九名
紹介議員 今井 澄君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

四月十四日日本委員会に左の案件が付託された。
一、ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願(第七一六号)(第七二八号)(第七四七号)(第七五〇号)(第七五七号)(第七六一号)(第七六四号)(第七七〇号)(第七七三号)

第七一六号 平成七年三月三十一日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都国立市中二ノ四ノ八 鳴海正治 外四百二十二名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七二八号 平成七年四月三日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 鹿児島市鴨池新町五ノ七 鈴木弘信 外二百四十五名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七四七号 平成七年四月四日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 埼玉県越谷市三野宮一、三五六ノ四 早川清美 外五百九十九名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七五〇号 平成七年四月四日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 長崎県大村市諏訪二ノ六四 福田恵一郎 外九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七五七号 平成七年四月五日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町九〇 上杉信行 外四百七名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七六一号 平成七年四月五日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 山形県上山市関根五 佐藤勝一 外三百九名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七六四号 平成七年四月五日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 長崎県大村市池田一ノ七〇四ノ四 増元京子 外九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七七〇号 平成七年四月六日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 神奈川県三浦郡葉山町長柄一、五八ノ三 佐藤泰堂 外三百七十五名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七七三号 平成七年四月六日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 長崎県大村市古町二ノ一、七九四 今田勉 外九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七八一号 平成七年四月七日受理
ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

る請願

請願者 千葉県銚子市笹本町二三三 遠藤

健次 外三百二十四名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七八五号 平成七年四月七日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市乾馬場町八八七ノ

六 吉田利幸 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第七九一号 平成七年四月十日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市古町二ノ一、七九

九 桑原修 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第八〇二号 平成七年四月十一日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市水主町二ノ六四六

田川和幸 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第八二六号 平成七年四月十三日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市諏訪二ノ六四 福田

厚子 外八名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願(第八四九号)(第八五六号)(第八六三号)(第八九〇号)

第八四九号 平成七年四月十四日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市水田町七七七ノ七

山口義子 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第八五六号 平成七年四月十七日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市木場二ノ七六二ノ一

一 前田芳子 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第八六三号 平成七年四月十八日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市岩松町八五二ノ二

長岡一則 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第八九〇号 平成七年四月二十日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市宮小路三ノ二、〇〇

一 嶋原二朗 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願(第九〇〇号)(第九〇二号)(第九一〇号)(第九二〇号)(第九三二号)

第九〇〇号 平成七年四月二十一日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市諏訪三ノ八五 前田

隆 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第九〇二号 平成七年四月二十一日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 山形県酒田市若宮町一ノ一三ノ

六 日下部敏雄 外二百九名

紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第九一〇号 平成七年四月二十四日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市水計町八六二ノ一

横尾秀和 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第九二〇号 平成七年四月二十五日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市片町二ノ二四 溝

口正勝 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第九三二号 平成七年四月二十六日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 長崎県大村市坂口町八〇三 富水

延男 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

五月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

一、介護休業等に関する法律案(衆)

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(育児休業等に関する法律の一部改正)

第一条 育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 育児休業(第五条―第十条)

第三章 事業主が講ずべき措置(第十一条―第十六条)

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助(第十七条―第二十一條)

第二節 指定法人(第二十二條―第三十八條)

第五章 雑則(第三十九條―第五十二條)

附則

第一章 総則

第一条中「ことにより、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、もって労働者」を「ほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等」に

に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者に改める。

第十七条の見出しを「公務員に関する特例」に改め、同条中「この法律」を「第一章、第三章、第十七条、第三十九条、第四十条、第四十二条、前条、次条、第四十八条及び第五十条の規定に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四十六条とする。

2 国家公務員及び地方公務員に関しては、第十九条中「育児等退職者」とあるのは「育児等退職者（第十五条に規定する育児等退職者をいう。以下同じ。）」と、第二十条第二項中「対象労働者等」とあるのは「対象労働者等（第十七条に規定する対象労働者等をいう。以下同じ。）」とする。

第十六条中「船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員を「船員等」に、第二條、第三條第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四條、第五條第二項及び第三項、第六條第二項第一号及び第三項、第八條第一項第三号及び第二項、第十條、第十二條第三項、第十四條を「第二條第二号、第五條、第六條第一項第二号及び第三号並びに第三項、第七條、第八條第二項及び第三項、第九條第二項第一号及び第三項、第十一條第一項第三号及び第二項、第十三條、第十四條第二項第三号」を「第九條第二項第三号」に、「第十二條及び第十三條を「第十六條及び第四十一條から第四十三條までの規定」に、「第十二條第三項中」を「第四十二條第二項中」に、「第十四條中」を「第四十三條中」に、「第十三條並びに第二十五條第一項第二号及び第二項の労働省令」とあるのは「並びに第十三條の運輸省令」とに改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第四十五條とする。

第二十二條から第四十條まで及び第四十七

条から第五十二條までの規定は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六條第一項に規定する船員にならうとする者及び船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（次項において「船員等」という。）に関するものは、適用しない。

第十五條を第四十四條とする。

第十四條中「第二條第一項、第三條第一項第二号及び第三号並びに第三項、第四條第二項及び第三項、第五條第二項及び第三項、第六條第二項第一号並びに第十條を「第二條第二号、第五條第一項、第六條第一項第二号及び第三号並びに第三項、第七條第二項及び第三項、第八條第二項及び第三項、第九條第二項第一号、第十三條並びに第二十五條第一項第二号及び第二項」に、「第十二條第一項」を「第十六條」に改め、同条を第四十三條とする。

第十三條を削る。

第十二條第一項中「第八條を「第十一條」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十六條とし、同条の次に次の一章並びに章名及び四條を加える。

第四章 対象労働者等に対する支援措置
第一節 国等による援助

（事業主等に対する援助）

第十七條 国は、対象労働者、子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者及び育児等退職者（以下「対象労働者等」という。）の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体のその他の関係者に対して、対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

（相談、講習等）

第十八條 国は、対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者に対し

て、これらの者の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

（再就職の援助）

第十九條 国は、育児等退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するとともに、育児等退職者の円滑な再就職を図るために必要な援助を行うものとする。

（勤労者家庭支援施設）

第二十條 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うことができる。

（勤労者家庭支援施設指導員）

第二十一條 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員（次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。）を置くように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が

定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

第二節 指定法人

（指定等）

第二十二條 労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第二十四条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（指定の条件）

第二十三條 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義

務を課することとなるものであつてはならぬ。

(業務)

第二十四条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 対象労働者及び育児等退職者の職業生活及び家庭生活に関する調査研究を行うこと。

二 対象労働者及び育児等退職者の職業生活及び家庭生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、対象労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(指定法人による福祉関係業務の実施)

第二十五条 労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第十七条から第二十条までに規定する国の行う業務のうち次の各号に掲げる業務(以下「福祉関係業務」という。)の全部又は一部を行わせるものとする。

一 対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者の雇用管理及び再雇用特別措置に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。

二 第十七条の給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。

三 対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者に対し、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に関して必要な相談、講習その他の援助を行うこと。

四 育児等退職者に対し、再就職のための援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を課することとなるものであつてはならぬ。

務を行うこと。

2 前項第二号の給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 指定法人は、福祉関係業務の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。指定法人が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により指定法人に行わせる福祉関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第二十六条 指定法人は、福祉関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が福祉関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(福祉関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)

第二十七条 指定法人は、福祉関係業務のうち第二十五条第一項第二号に係る業務(次条及び第三十四条において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら同号の給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)

第二十八条 指定法人は、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

とができる。

(事業計画等)

第二十九条 指定法人は、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第三十条 指定法人は、福祉関係業務を行う場合には、福祉関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十一条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第三十二条 この節に定めるもののほか、指定法人が福祉関係業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員を選任及び解任)

第三十三条 指定法人の役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定法人の役員が、この節の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十四条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

とができる。

(役員及び職員公務員たる性質)

第三十四条 給付金業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第三十五条 労働大臣は、第二十四条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又は所屬の職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十六条 労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、第二十四条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十七条 労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二條第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十三条第一項の条件に違反したとき。

五 第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで福祉関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による福祉関係業務の実施)

第三十八条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは福祉関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定法人が福祉関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該福祉関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとする場合における当該福祉関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 雑則

(育児休業等取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例)

第三十九条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして育児休業(これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)又は介護休業(事業主が、その雇用する労働者の申出により、当該労働者がその家族の介護のため一定期間休業することを認める措置をいう。以下この項において同じ。)をする労働者の当該育児休業又は介護休業をする期間について当該労働者の業務

を処理するために必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十七条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 認定中小企業団体 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律第二条第二項に規定する事業協同組合等であつて、その構成員たる中小企業者に対し、第十二条の事業主が講ずべき措置その他に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき労働大臣がその定める基準により適当であると認定したものを含む。

3 労働大臣は、認定中小企業団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十八条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九

者の募集に従事する者について、同法第四十九條第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同法第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児休業法」という。)第三十九条第四項の届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「育児休業法第三十九条第四項」と、同法第二項とあるのは「第三十七条第二項」と読み替へるものとする。

6 前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

7 労働大臣は、認定中小企業団体に對し、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第四十条 公共職業安定所は、前条第四項の規定により労働者の募集に従事する認定中小企業団体に對して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(調査等)

第四十一条 労働大臣は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、これらの者の雇用管理、職業能力の開発及び向上その他の事項に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に對して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

できる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第四十二条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

第四十三条 労働大臣は、同条の次に次の一条を加へる。

(再雇用特別措置等)

第十五条 事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者(以下「育児等退職者」という。)について、必要に応じ、再雇用特別措置(育児等退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることとの希望を有する旨の申出をしていしたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。第十七条及び第二十五条第一項第一号において同じ。)その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

第十条を第十三条とし、第九条を第十二条とし、第八条を第十一条とし、第七条を第十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 事業主が講ずべき措置

第六條第一項中「第四條第三項」を「第七條第三項」に改め、同條を第九條とする。

第五條第一項中「第三條第三項」を「第六條第三項」に改め、同條第二項中「第二條第一項本文」を「第五條第一項本文」に改め、同條を第八條とする。

第四條を第七條とし、第三條を第六條とする。

第二條第一項中「日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条から第九條までにおいて同じ。」及び「労働者が、

この法律に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するために休業をいう。以下同じ。」を削り、同条を第五条とする。

第一条の次に次の三条及び章名を加える。
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業 労働者(日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。第五条から第十二条までにおいて同じ。)が、第二章に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。

二 家族 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他労働省令で定める親族をいう。

(基本的理念)

第三条 この法律の規定による子の養育又は家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に發揮して充実した職業生活を営むとともに、育児又は介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることをその本旨とする。

2 子の養育又は家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、子の養育又は家族の介護を行う労働者(第四章において「対象労働者」という。等の福祉を増進するように努めなければならない。

第二章 育児休業

本則に次の六条を加える。

(罰則)

第四十七条 第三十九条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第三十九条第五項において準用する職業安定法第三十八条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第三十九条第五項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十条 第三十九条第五項において準用する職業安定法第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第三十九条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十二条 第二十七条の規定により労働大臣

の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした指定法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第二条 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

目次中「第三章 事業主が講ずべき措置(第十

一条 第十六条)を「第三章 介護休業(第十一

条 第十六条)を「第五章 対象労働者等に対する支援措置(第十七条 第二十二

条 第二十一条)を「第二十三条 第二十七

条)に、「(第二十二條―第三十八條)を「(第二

十八條―第四十四條)に、「第五章 雑則(第三

十九條―第五十二條)を「第六章 雑則(第四十

五条―第五十八條)に改める。

第一条中「育児休業」の下に「及び介護休業」

を、「ともに、子の養育」の下に「及び家族の介護」を加える。

第二条第一号中「第五条から第十二条まで」を「以下この条及び第五条から第十八条まで」に改め、同条第二号中「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母」を「対象家族に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 介護休業 労働者が、第三章に定めるところにより、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう。

三 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若し

くは精神上の障害により、労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。

四 対象家族 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第五十二条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))において同じ。、父母及び子(これらの者に準ずる者として労働省令で定めるものを含む。並びに配偶者の父母をいう。

第四条中「第四章」を「第五章」に改める。

第五条第二項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に、「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に改める。

第六条の見出し中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第一項及び第二項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第三項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第四項中「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第五項中「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に改める。

第七条の見出し中「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第一項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第二項中「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第三項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第四項中「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第五項中「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に改める。

第八条の見出し中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第一項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第二項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第三項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第四項中「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第五項中「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に改める。

第九条第一項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、「(次項の下に)及び第十五条第三項第二号」を加え、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に、「休業終了予定日」を「育児休業終了

了予定日」に改め、同条第二項中「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に、「休業申出」を「育児休業申出」に、「ついで」を「ついで」に改め、「休業する期間」の下に、「第十五条第一項に規定する介護休業期間」を加える。
第十條中「休業申出」を「育児休業申出」に改める。

第五十二條中「第二十七條」を「第三十三條」に改め、同条を第五十八條とする。

第五十一條を第五十七條とする。

第五十條中「第三十九條第五項」を「第四十五條第五項」に改め、同条を第五十六條とする。

第四十九條中「第二十八條」を「第三十四條」に、「第三十五條第一項」を「第四十一條第一項」に改め、同条を第五十五條とする。

第四十八條中「第三十九條第四項」を「第四十五條第四項」に、「第三十九條第五項」を「第四十五條第五項」に改め、同条を第五十四條とする。

第四十七條中「第三十九條第五項」を「第四十五條第五項」に改め、同条を第五十三條とする。

第四十六條第一項中、「第三章、第十七條、第三十九條、第四十條、第四十二條」を「第四章まで、第二十三條、第四十五條、第四十六條、第四十八條」に、「第四十八條及び第五十條」を「第五十四條及び第五十六條」に改め、同条第二項中「第十九條」を「第二十五條」に、「第十五條」を「第二十一條」に、「第二十條第一項」を「第二十六條第二項」に、「第十七條」を「第二十三條」に改め、同条に次の四項を加え、同条を第五十二條とする。

3 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号。以下この項において「給特法」という。)の適用を受ける国家公務員(常時勤務することを要しない国家公務員を除く)は、給特法第四條に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「主務

大臣等」という。)の承認を受けて、当該国家公務員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条において「要介護家族」という。)の介護をするため、休業をすることができる。

4 前項の規定により休業をすることができる期間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間とする。

5 主務大臣等は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。

6 前三項の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第四条第一項に規定する職員(非常勤職員を除く)がその要介護家族の介護をするための休業について準用する。この場合において、第三項中「給特法第四條に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「主務大臣等」という。）」とあるのは「地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第五項中「主務大臣等」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と読み替へるものとす

る。
第四十五條第一項中「第二十二條から第四十條まで及び第四十七條から第五十二條まで」を

「第二十八條から第四十六條まで及び第五十三條から第五十八條まで」に改め、同条第二項中「第二十二條」を「第二十三條から第五号まで」に改め、「第六條第一項第二号及び第三号」の下に「(第十二條第二項において準用する場合を含む。）」を、「第七條」の下に「(第十三條において準用する場合を含む。）」を、「第八條第二項及び第三項」の下に「(第十四條第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十一條第一項第三号及び第二項、第十三條、第四十二條第一項、第三項第一号及び第四項、第四十七條第一項、第三項第一号及び第十九條、第四十八條第二項」に、「第十六條及び第四十一條から第四十三條まで」を「第十五條第三項第一号中「労働基準法第六十五條第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法第八十七條第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第二十二條及び第四十七條から第四十九條まで」に、「第四十二條第二項」を「第四十八條第二項」に、「第四十三條中、第十三條並びに第二十五條第一項第二号及び第二項」を、「第四十九條中、第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項」に、「第十三條の」を「第十九條の」に改め、同条を第五十一條とする。

第四十四條を第五十條とする。
第四十三條中「第二十二條」を「第二十三號から第五号まで」に改め、「第六條第一項第二号及び第三号」の下に「(第十二條第二項において準用する場合を含む。）」を、「第七條第二項及び第三項」の下に「(第十三條において準用する場合を含む。）」を、「第八條第二項及び第三項」の下に「(第十四條第三項において準用する場合を含む。）」を、「第十三條第二項及び第三項」の下に「(第十四條第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十三條並びに第二十五條第一項第二号及び第二項」を「第二十一條第一項、第二十二條第二号及び第二項」を「第二十一條第一項、第十二條第三項、第十五條第一項第二号及び第三項第一号、第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項」に、「第十六條」を「第二十二

條」に改め、同条を第四十九條とする。
第四十二條を第四十八條とし、第四十一條を第四十七條とし、第四十條を第四十六條とする。

第三十九條第一項中「これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。」又は介護休業(事業主が、その雇用する労働者の申出により、当該労働者がその家族の介護のため一定期間休業することを認める措置をいう)を「又は介護休業(これらに準ずる休業を含む)に改め、同条第二項中「第十二條」を「第十八條」に改め、同条第五項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児休業法」という。第三十九條第四項)を「育児休業法」という。第四十五條第四項」に、「育児休業法第三十九條第四項」を「育児・介護休業法第四十五條第四項」に改め、同条を第四十五條とする。
「第五章 雑則」を「第六章 雑則」に改める。
第四章第二節中第三十八條を第四十四條とする。

第三十七條第一項中「第二十二條第一項」を「第二十八條第一項」に、「第二十四條」を「第三十條」に、「第二十三條第一項」を「第二十九條第一項」に、「第二十六條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同条第二項中「第二十四條」を「第三十條」に改め、同条を第四十三條とする。
第三十六條中「第二十四條」を「第三十條」に改め、同条を第四十二條とする。
第三十五條第一項中「第二十四條」を「第三十條」に改め、同条を第四十一條とする。
第三十四條を第四十條とする。

第三十三條第二項中「第二十六條第一項」を「第三十二條第一項」に、「第二十四條」を「第三十條」に改め、同条を第三十九條とする。
第三十二條を第三十八條とし、第二十八條から第三十一條までを六条ずつ繰り下げる。
第二十七條中「第二十五條第一項第二号」を

「第三十一条第一項第二号」に、「第三十四条を「第四十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十六条を第三十二条とする。

第二十五条第一項中「第十七条から第二十条まで」を「第二十三から第二十六条まで」に、「第十七条の」を「第二十三条の」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十四条を第三十条とし、第二十三条を第二十九条とする。

第二十二條第一項中「第二十四条を」第三十条に改め、同条を第二十八条とする。

第四章第一節中第二十一条を第二十七条とし、第十七条から第二十条までを六条ずつ繰り下げる。

「第四章 対象労働者等に対する支援措置」を「第五章 対象労働者等に対する支援措置」に改める。

第十六条中「第十一条を」第十七条に改め、第三章中同条を第二十二条とする。

第十五条中「第十七条及び第二十五条第一項第一号」を「第二十三及び第三十一条第一項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十四条の見出し中「労働者」を「労働者等」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十条とする。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業の制度又は前条第二項に定める措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三条に次の一項を加え、同条を第十九条とする。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する三月の期間（当該労働者が、当該対象家族について介護休業をしたことがある場合にあっては、当

該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して三月を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間）以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならない。

第十二条中「休業申出及び育児休業を」育児休業申出及び介護休業申出並びに育児休業及び介護休業に、「育児休業を」育児休業又は介護休業をに改め、同条を第十八条とする。

第十一条の見出し中「育児休業を」育児休業等に改め、同条第一項中「育児休業」の下に「及び介護休業」を加え、同条第二項中「休業申出」を「育児休業申出又は介護休業申出」に改め、同条を第十七条とする。

「第三章 事業主が講ずべき措置」を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 介護休業

（介護休業の申出）
第十一条 労働者は、その事業主に申し出ることににより、介護休業をすることができ。ただし、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた対象家族については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出（以下「介護休業申出」という。）は、労働省令で定めるところにより、介護休業申出に係る対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は当該対象家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにし、しなければならない。

（介護休業申出があった場合における事業主の義務等）

第十二条 事業主は、労働者からの介護休業申出があったときは、当該介護休業申出を拒むことができない。

2 第六条第一項ただし書（第二号を除く。）及び第二項の規定は、労働者からの介護休業申出があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十二条第二項において準用する第六条第一項ただし書」と、「前条第一項本文」とあるのは「第十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

3 事業主は、労働者からの介護休業申出があった場合において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して二週間を経過する日（以下この項において「二週間経過日」という。）前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該介護休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

（介護休業終了予定日の変更の申出）
第十三条 第七條第三項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

（介護休業申出の撤回等）
第十四条 介護休業申出をした労働者は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日（第十二条第三項の規定による事業主の指定があった場合にあつては、当該事業主の指定した日。第三項において準用する第八條第三項、次条第一項及び第十九條第二項において同じ。）の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除

き、事業主は、第十二条第一項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 第八條第三項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

（介護休業期間）
第十五条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができ期間（第三項において「介護休業期間」という。）は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日（次の各号のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に定める日とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。）の翌日から起算して三月を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日（以下この項において「三月経過日」という。）第三項において同じ。）までの間とする。ただし、三月経過日が当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第十一条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

一 当該労働者が、対象家族について第十一条第一項ただし書の労働省令で定める特別の事情のある場合に同条の規定により介護休業申出をする場合 当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して当該介護休業申出に係る対象家族のために第十九條第二項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて労働省令で定めらるものが既に講じられている場合 当該措置のうち最初に講じられた措置の初日

2 この条において、介護休業終了予定日とさ

第十一條第三項中「の業務に従事しなかつた期間」の下に「及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号に規定する介護休業により当該業務に従事しなかつた期間」を加え、同条第四項第一号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第十二條 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日

（健康保険法等の一部改正）

第十三條 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六條

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十條ノ二

三 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五百五十七号）第四條第一項第二十四号の二の四及び第五十七條第一項

第十四條 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 健康保険法第七十六條

二 船員保険法第六十條ノ二

三 運輸省設置法第四條第一項第二十四号の二の四及び第五十七條第一項

（私立学校教職員共済組合法等の一部改正）

第十五條 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一項」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」に、「育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」に改める。

一 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四條第二項第二号及び第二十八條第一項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）第七條第四項及び第五項

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第七十條の二及び第四百四條の二

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十條第一項及び第二項

第十六條 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 私立学校教職員共済組合法第十四條第二項第二号及び第二十八條第二項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七條第四項及び第五項

三 地方公務員等共済組合法第七十條の二及び第四百四條の二

四 地方公務員の育児休業等に関する法律第十條第一項及び第二項

（厚生年金保険法等の一部改正）

第十七條 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一項」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」に改める。

十六号）第二条第一号」に改める。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）第八十二條の二

二 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第十四條第二項第二号

三 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）第六十八條の二

第十八條 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 厚生年金保険法第八十二條の二

二 農林漁業団体職員共済組合法第十四條第二項第二号

三 国家公務員等共済組合法第六十八條の二

第十九條 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十四の二 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十二條の指定法人の監督に関すること。

第五條第四十一号中、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針並びに働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を、及び事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針に改め、同条第四十一号の二の次に次の二号を加える。

四十一の三 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、事業主が講ずるべき措置についての指針並びに勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

四十一の四 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、指定法人を指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

第十條第一項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に改める。

第二十條 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同条第三十四号の二中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十一條」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十八條」に改める。

て、指定法人を指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

第十條第一項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に改める。

第二十條 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同条第三十四号の二中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十一條」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十八條」に改める。

第五條第四十一号の三及び第四十一号の四並びに第十條第一項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 介護休業（第五条—第十条）

第三章 事業主が講ずるべき措置（第十一条—第十六條）

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助（第十七條—第二十条）

一 条

第二節 指定法人（第二十二條—第三十八條）

第五章 雑則（第三十九條—第五十四條）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、介護休業に関する制度を設けるとともに、家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「家族」とは、配偶者、子、父母若しくは配偶者の父母又はその他の同居の親族をいう。

2 前項の配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項の子及び父母には、縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含むものとする。

3 この法律において「介護休業」とは、労働者が、この法律で定めるところにより、その要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。以下同じ。)にある家族の介護を行うために休業をいう。

(基本的理念)

第三条 この法律の規定による家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むとともに、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることをその本旨とする。

2 家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、家族の介護を行う労働者(第四章において「対象労働者」という。)等の福祉を増進するように努めなければならない。

第二章 介護休業

(介護休業の申出)

第五条 労働者(日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条から第十二条までにおいて同じ。)は、その事業主に申し出ることに従い、介護休業をすることができ、ただし、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた家族でその日から継続して要介護状態にあるものについては、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出(以下「休業申出」という。)は、労働省令で定めるところにより、当該休業申出に係る家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は介護休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「休業開始予定日」という。)及び末日(以下「休業終了予定日」という。)とする日を明らかにし、しなければならない。

(休業申出があつた場合における事業主の義務等)

第六条 事業主は、労働者からの休業申出があつたときは、当該休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの休業申出があつた場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、介護休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの

2 前項ただし書の場合において、事業主にその休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

3 事業主は、労働者からの休業申出があつた場合において、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日が当該休業申出があつた日の翌日から起算して二週間を経過する日(以下この項において「二週間経過日」という。)前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日(当該休業申出があつた日までに、労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該二週間経過日前の日で労働省令で定める日)までの間のいずれかの日を当該休業開始予定日として指定することができる。

(休業開始予定日の変更の申出等)

第七条 休業申出をした労働者は、その後当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)の前日までに、同条第三項の労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出ることに従い、当該休業申出に係る休業開始予定日を一回に限り当該休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 事業主は、前項の規定による労働者からの申出があつた場合において、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して二週間を超えない範囲内で労働省令で定める期間を経過する日(以下この項において「期間経過日」という。)前

の日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日から当該期間経過日(その日が当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされていた日(前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)以後の日である場合にあつては、当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされた日)までの間のいずれかの日を当該労働者に係る休業開始予定日として指定することができる。

3 休業申出をした労働者は、労働省令で定める日までにその事業主に申し出ることに従い、当該休業申出に係る休業終了予定日を一回に限り当該休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

(休業申出の撤回等)

第八条 休業申出をした労働者は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(第六条第三項又は前条第二項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては当該事業主の指定した日、同条第一項の規定により休業開始予定日に変更された場合にあつてはその変更後の休業開始予定日とされた日。第三項、次条第一項及び第十三条第一項において同じ。)の前日までに、当該休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る家族で当該休業申出があつた日から継続して要介護状態にあるものについての休業申出については、当該撤回後になされる最初の休業申出を除き、事業主は、第六条第一項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 休業申出がされた後休業開始予定日とされた日の前日までに、家族の死亡その他の労働者が当該休業申出に係る家族の介護を行わないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたときは、当該休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、そ

の事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

(介護休業期間)

第九条 休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができ期間第三項において「介護休業期間」というのは、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日から休業終了予定日とされた日(その日が当該休業開始予定日とされた日(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に定める日とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。)の翌日から起算して一年を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日(以下この項において「一年経過日」という。))第三項において同じ。)までの間とする。ただし、一年経過日が当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

一 当該労働者が、家族について第五条第一項ただし書の労働省令で定める特別の事情のある場合に同条の規定により再度の休業申出をする場合、最初の介護休業に係る休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して当該休業申出に係る要介護状態にある家族のために第十三条第一項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて労働省令で定めるものが既に講じられている場合、当該措置のうち当該要介護状態について最初に講じられた措置の初日

三 この条において、休業終了予定日とされた日とは、第七条第三項の規定により当該休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第二号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終

了する。

一 休業終了予定日とされた日の前日までに、家族の死亡その他の労働者が休業申出に係る家族の介護を行わないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二 休業終了予定日とされた日までに、休業申出をした労働者について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に規定する育児休業をする期間又は新たな介護休業期間が始まつたこと。

4 前条第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第十条 事業主は、労働者が休業申出をし、又は介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他労働省令で定める不利益な取扱いをしてはならない。

第三章 事業主が講ずべき措置

第十一条 (介護休業に関する定め)の周知等の措置
事業主は、介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

一 労働者の介護休業中における待遇に関する事項

二 介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 事業主は、労働者が休業申出をしたときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者に、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示しなければならない。

(雇用管理等に関する措置)
第十二条 事業主は、休業申出及び介護休業後に

おける就業が円滑に行われるようにするため、介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、介護休業をした労働者が業務に復帰したときは、その賃金、配置、昇進等に関する処遇について、同一の事業所における同種の労働者との均衡を失ふことのないよう適切な配慮をするよう努めなければならない。

(勤務時間の短縮の措置等)

第十三条 事業主は、その雇用する労働者(日々雇用される者を除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち、その要介護状態にある家族の介護を行う労働者に関して、労働省令で定めるところにより、一の継続する要介護状態ごとに、労働者の申出に基づく連続する一年の期間(当該労働者が、当該家族に係る一の継続する要介護状態について介護休業をしたことがある場合にあっては、当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間)以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある家族の介護を行うことを容易にするための措置を講じなければならない。

2 第十条の規定は、前項の措置が講じられた場合について準用する。

(介護休業の制度等に準ずる措置)
第十四条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族の介護を行う労働者に関して、介護休業の制度又は前条第一項の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(再雇用特別措置等)
第十五条 事業主は、介護を理由として退職した者(以下「介護退職者」という。)について、必要

に応じて、再雇用特別措置(介護退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。第十七条第一項及び第二十五条第一項第一号において同じ。)その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

(指針)

第十六条 労働大臣は、第十一条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助

第十七条 国は、対象労働者、家族の介護を行うこととなる労働者及び介護退職者(以下「対象労働者等」という。)の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

2 国は、前項の給付金の支給その他の必要な援助を行うに当たつては、同項の事業主のうち中小企業者として労働省令で定めるものに対し、特別の配慮をするものとする。

(相談、講習等)
第十八条 国は、対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者に対して、これらの者の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準

じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(再就職の援助)

第十九条 国は、介護退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するとともに、介護退職者の円滑な再就職を図るため必要な援助を行うものとする。

(勤労者家庭支援施設)

第二十条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するよう努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うことができる。

(勤労者家庭支援施設指導員)

第二十一条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員(次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。)を置くように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熟意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

第二節 指定法人

(指定等)

第二十二条 労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第二十四条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものである、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第二十三条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(業務)
第二十四条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 対象労働者及び介護退職者の職業生活及び

家庭生活に関する調査研究を行うこと。

二 対象労働者及び介護退職者の職業生活及び家庭生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、対象労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(指定法人による福祉関係業務の実施)

第二十五条 労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第十七条から第二十条までに規定する国の行う業務のうち次の各号に掲げる業務(以下「福祉関係業務」という。)の全部又は一部を行わせるものとする。

一 対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者の雇用管理並びに再雇用特別措置に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。

二 第十七条第一項の給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。

三 対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者に対し、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に関し必要な相談、講習その他の援助を行うこと。

四 介護退職者に対し、再就職のための援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

2 前項第二号の給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 指定法人は、福祉関係業務の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。指定法人が当該業務を行う事務所の所在地を変更し

ようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により指定法人に行わせる福祉関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第二十六条 指定法人は、福祉関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が福祉関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(福祉関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)
第二十七条 指定法人は、福祉関係業務のうち第二十五条第一項第二号に係る業務(次条及び第三十四条において、「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら同号の給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)
第二十八条 指定法人は、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)
第二十九条 指定法人は、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大

臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第三十条 指定法人は、福祉関係業務を行う場合には、福祉関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十一条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第三十二条 この節に定めるもののほか、指定法人が福祉関係業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員を選任及び解任)

第三十三条 指定法人の役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定法人の役員が、この節の規定当該規定に基づく命令及び処分を含む。若しくは第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十四条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員は公務員たる性質)

第三十四条 給付金業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第三十五条 労働大臣は、第二十四条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要限度において、指定法人に対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、指定法人の事務所に立

ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十六条 労働大臣は、この節の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対し、第二十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十七条 労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十一条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十三条第一項の条件に違反したとき。

五 第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで福祉関係業務を行つたとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による福祉関係業務の実施)

第三十八条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは福祉関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定法人が福祉関係業務を行うことが困難となつ

た場合において必要があると認めるときは、当該福祉関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つては、福祉関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つては、福祉関係業務を行わないものとする場合における当該福祉関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 雑則

(介護休業取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例)

第三十九条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして介護休業(これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)をする労働者の当該介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するため必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十七条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者について適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 認定中小企業団体 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律第二条第二項に規定する事業協同組合等であつて、その構成員たる中小企業者に対し、第十二条第一項の事業主が講ずべき措置その他に関する相談及び援助を行うものと

して、当該事業協同組合等の申請に基づき労働大臣がその定める基準により適当であると認定したものをいう。

3 労働大臣は、認定中小企業団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十八条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「介護休業等に関する法律(以下「介護休業法」という。)第三十九条第四項の届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「介護休業法第三十九条第四項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替へるものとする。

6 前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

7 労働大臣は、認定中小企業団体に対し、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第四十条 公共職業安定所は、前条第四項の規定

により労働者の募集に従事する認定中小企業団体に對して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(介護休業給付の支給)

第四十一条 国又は法律によつて組織された共済組合は、家族の介護を行うための休業をする労働者に対して、その生活の安定に資するため、介護休業給付を支給するものとする。

2 介護休業給付の支給要件及び額その他介護休業給付の支給に關し必要な事項は、別に法律で定める。

(社会保険料の免除)

第四十二条 家族の介護を行うための休業をする労働者が当該休業をする期間中に負担すべき健康保険、厚生年金保険その他の社会保険の保険料の額等については、別に法律で定めるところにより、免除する。

(調査等)

第四十三条 労働大臣は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、これらの者の雇用管理、職業能力の開発及び向上その他の事項に關し必要な調査研究を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に關し、関係行政機関の長に對して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に關し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第四十四条 労働大臣は、この法律の施行に關し、必要があると認めるときは、事業主に對して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができ。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人

少年室長に委任することができる。

(政令で定める審議会への諮問)

第四十五条 労働大臣は、第二條第三項、第五條第一項、第六條第一項第二号及び第三項、第七條第二項及び第三項、第八條第三項、第九條第一項第二号及び第三項第一号、第十條(第十三條第二項において準用する場合を含む。)、第十三條第一項、第十七條第二項並びに第二十五條第一項第二号及び第二項の労働省令の制定又は改正の立案をしようとするとき、第十六條の指針を策定しようとするとき、その他この法律の施行に關する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

(労働省令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

(船員に關する特例)

第四十七条 第二十二條から第四十條まで及び第四十九條から第五十四條までの規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十號)第六條第一項に規定する船員になろうとする者及び船員法(昭和二十二年法律第百號)の適用を受ける船員(次項において「船員等」という。)に關しては、適用しない。

2 船員等に關しては、第二條第三項、第五條、第六條第一項第二号及び第三項、第七條、第八條第三項、第九條第一項、第三項第一号及び第四項、第十條(第十三條第二項において準用する場合を含む。)、第十一條第一項第三号及び第二項、第十三條第一項、第十七條第二項、第十四條第二項並びに前条中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第九條第三項第二号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)第六十五條第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百號)第八十七條第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第十六條及び第四

十三條から第四十五條までの規定中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第四十四條第二項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、第四十五條中「第十七條第二項並びに第二十五條第一項第二号及び第二項の労働省令」とあるのは「並びに第十七條第二項の運輸省令」と、政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

(適用除外)

第四十八條 第二章、第三章、第十七條、第三十九條、第四十條、第四十四條、前條、次條、第五十條及び第五十二條の規定は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。

(罰則)

第四十九條 第三十九條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條第四項の規定による届出をしない、労働者の募集に従事した者

二 第三十九條第五項において準用する職業安定法第三十八條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第三十九條第五項において準用する職業安定法第四十條又は第四十一條の規定に違反した者

第五十一條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十二條 第三十九條第五項において準用する

職業安定法第四十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第三十九條第五項において準用する同法第四十九條第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第四十九條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十四條 第二十七條の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした指定法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二章、第十一條から第十四條まで、第三十九條から第四十二條まで、第四十九條、第五十條及び第五十二條並びに次條及び附則第四條から第六條までの規定は、平成八年四月一日から施行する。

(労働基準法の一部改正) 第二条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)第二條第三項に規定する介護休業をした期間

第三十九條第七項中「期間及び」を「期間、」に改め、「育児休業をした期間」の下に「及び介護休業等に関する法律第二條第三項に規定する介護休業をした期間」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正) 第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第

八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の十八の次に次の一号を加える。

二十の十九 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)

(育児休業等に関する法律の一部改正)

第四条 育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「休業する期間」の下に、「介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)第二項第三項に規定する介護休業をする期間」を加える。

(船員法の一部改正)

第五条 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「及び」の下に「介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)第二項第三項に規定する介護休業をした期間並びに」を加える。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)第二項第三項に規定する介護休業

(運輸省設置法の一部改正)

第七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の二の四の次に次の一号を加える。

二十四の二の五 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)に基づいて、船員に關して事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めること。

第五十七條第一項中「及び育児休業等に関する法律」を、「育児休業等に関する法律及び介護休業等に関する法律」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第八条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号の次に次の二号を加える。
三十四の二 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)の施行に関すること。

三十四の三 介護休業等に関する法律(第二十条)の指定法人の監督に關すること。
第五條第四十一号の二の次に次の二号を加える。

四十一の三 介護休業等に関する法律に基いて、事業主が講ずべき措置についての指針並びに勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

四十一の四 介護休業等に関する法律に基いて、指定法人を指定し、及びこれに対して、認可その他監督を行うこと。

第十条第一項中「及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就業促進に関する特別措置法」を、「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就業促進に関する特別措置法及び介護休業等に関する法律」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約二百五億円の見込みである。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、介護休業等に関する法律案(星野朋市君外三名発議)

介護休業等に関する法律案
介護休業等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 介護休業(第五条—第十条)

第三章 事業主が講ずべき措置(第十一条—第十六条)

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助(第十七条—第二十一条)

第二節 指定法人(第二十二条—第三十八条)

第五章 雑則(第三十九条—第五十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、介護休業に関する制度を設けるとともに、家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「家族」とは、配偶者、子、父母若しくは配偶者の父母又はその他の同居の親族をいう。
前項の配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同項の子及び父母には、縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含むものとする。

3 この法律において「介護休業」とは、労働者が、この法律で定めるところにより、その要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。以下同じ)にある家族の介護を行うためにする休業をいう。

(基本的理念)

第三条 この法律の規定による家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に發揮して充実した職業生活を営むとともに、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることをその本旨とする。

2 家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、家族の介護を行う労働者(第四章において「対象労働者」という)等の福祉を増進するように努めなければならない。

第二章 介護休業
(介護休業の申出)

第五条 労働者(日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条から第十二条までにおいて同じ)は、その事業主に申し出ることににより、介護休業をすることができ、ただし、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた家族でその日から継続して要介護状態にあるものについては、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出(以下「休業申出」という)は、労働省令で定めるところにより、当該休業申出に係る家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は介護休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「休業開始予定日」という)及び末日(以下「休業終了予定日」という)とする日を明らかにして、しなければならぬ。

(休業申出があった場合における事業主の義務)

等)

第六条 事業主は、労働者からの休業申出があつたときは、当該休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの休業申出があつた場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一

二 前号に掲げるもののほか、介護休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの

2 前項ただし書の場合において、事業主にその休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

3 事業主は、労働者からの休業申出があつた場合において、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日が当該休業申出があつた日の翌日から起算して二週間を経過する日(以下この項において「二週間経過日」という。)前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日(当該休業申出があつた日までに、労働省令で定める事由が生じた場合にあっては、当該二週間経過日前の日で労働省令で定める日)までの間のいずれかの日を当該休業開始予定日として指定することができる。

(休業開始予定日の変更の申出等)

第七条 休業申出をした労働者は、その後当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下こ

の項において同じ。)の前日までに、同条第三項の労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出るにより、当該休業申出に係る休業開始予定日を一回に限り当該休業開始予定日とされた日前の日に変更することができ

2 事業主は、前項の規定による労働者からの申出があつた場合において、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して二週間を超えない範囲内で労働省令で定める期間を経過する日(以下この項において「期間経過日」という。)前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の休業開始予定日とされた日から当該期間経過日(その日が当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされていた日(前条第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)以後の日である場合にあっては、当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされた日)までの間のいずれかの日を当該労働者に係る休業開始予定日として指定することができる。

3 休業申出をした労働者は、労働省令で定める日までにその事業主に申し出るにより、当該休業申出に係る休業終了予定日を一回に限り当該休業終了予定日とされた日後の日に変更することができ

(休業申出の撤回等)

第八条 休業申出をした労働者は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(第六条第三項又は前条第二項の規定による事業主の指定があつた場合にあっては当該事業主の指定した日、同条第一項の規定により休業開始予定日の変更された場合にあってはその変更後の休業開始予定日とされた日。第三項、次条第一項及び第十三条第一項において同じ。)の前日までは、当該休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による休業申出の撤回がなされた

場合において、当該撤回に係る家族で当該休業申出があつた日から継続して要介護状態にあるものについての休業申出については、当該撤回後になされる最初の休業申出を除き、事業主は、第六条第一項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 休業申出がされた後休業開始予定日とされた日の前日までに、家族の死亡その他の労働者が当該休業申出に係る家族の介護を行わないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じたときは、当該休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

(介護休業期間)

第九条 休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができ期間(第三項において「介護休業期間」という。)は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日から休業終了予定日とされた日(その日が当該休業開始予定日とされた日(次の各号のいずれかに該当する場合にあっては当該各号に定める日)とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。)の翌日から起算して一年を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日(以下この項において「一年経過日」という。)第三項において同じ。)までの間とする。ただし、一年経過日が当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

一 当該労働者が、第五条第一項ただし書の労働省令で定める特別の事情のある場合に同条の規定により再度の休業申出をする場合、当該休業申出に係る要介護状態について開始された最初の介護休業に係る休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して、当該休業申出に係る

要介護状態について第十三条第一項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて労働省令で定めるものが既に講じられている場合、当該措置のうち最初に講じられた措置の初日

2 この条において、休業終了予定日とされた日とは、第七条第三項の規定により当該休業終了予定日の変更された場合にあっては、その変更後の休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第二号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。

一 休業終了予定日とされた日の前日までに、家族の死亡その他の労働者が休業申出に係る家族の介護を行わないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二 休業終了予定日とされた日までに、休業申出をした労働者について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十一条第一項に規定する育児休業をする期間又は新たな介護休業期間が始まつたこと。

4 前条第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第十条 事業主は、労働者が休業申出をし、又は介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他労働省令で定める不利益な取扱いをしてはならない。

第三章 事業主が講ずべき措置

第十一条 事業主は、介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講じなければ

ばならない。

一 労働者の介護休業中における待遇に関する事項

二 介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 事業主は、労働者が休業申出をしたときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示しなければならない。

（雇用管理等に関する措置）

第十二条 事業主は、休業申出及び介護休業後における就業が円滑に行われるようにするため、介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、介護休業をした労働者が業務に復帰したときは、その賃金、配置、昇進等に関する処遇について、同一の事業所における同種の労働者との均衡を失することのないよう適切な配慮をするよう努めなければならない。

（勤務時間の短縮の措置等）

第十三条 事業主は、その雇用する労働者（日々雇用される者を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その要介護状態にある家族の介護を行う労働者に関して、労働省令で定めるところにより、一の継続する要介護状態（以下「労働者の申出に基づく連続する一年の期間（当該労働者が、当該申出に係る要介護状態について介護休業をしたことがある場合にあっては、当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間）以上」の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態

にある家族の介護を行うことを容易にするための措置を講じなければならない。

2 第十条の規定は、前項の措置が講じられた場合について準用する。

（介護休業の制度等に準ずる措置）

第十四条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族の介護を行う労働者に関して、介護休業の制度又は前条第一項の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（再雇用特別措置等）

第十五条 事業主は、介護を理由として退職した者（以下「介護退職者」という。）について、必要に応じ、再雇用特別措置（介護退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。第十七条第一項及び第二十五条第一項第一号において同じ。）その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

（指針）

第十六条 労働大臣は、第十一条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助

（事業主等に対する援助）

第十七条 国は、対象労働者、家族の介護を行うこととなる労働者及び介護退職者（以下「対象労働者等」という。）の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体のその他の関係者に対して、対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び

助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

2 国は、前項の給付金の支給その他の必要な援助を行うに当たっては、同項の事業主のうち中小企業者として労働省令で定めるものに対し、特別の配慮をするものとする。

（相談、講習等）

第十八条 国は、対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者に対して、これらの者の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

（再就職の援助）

第十九条 国は、介護退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の開発その他の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するとともに、介護退職者の円滑な再就職を図るため必要な援助を行うものとする。

（勤労者家庭支援施設）

第二十条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するよう努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に関し必要な助言、指導

その他の援助を行うことができる。

（勤労者家庭支援施設指導員）

第二十一条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員（次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。）を置くよう努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熟意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

第二節 指定法人

（指定等）

第二十二条 労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第二十四条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第二十三条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができ

る。
2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業務)

第二十四条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 対象労働者及び介護退職者の職業生活及び家庭生活に関する調査研究を行うこと。
- 2 対象労働者及び介護退職者の職業生活及び家庭生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。
- 3 次条第一項に規定する業務を行うこと。
- 4 前三号に掲げるもののほか、対象労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(指定法人による福祉関係業務の実施)
第二十五条 労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第十七条から第二十条までに規定する国の行う業務のうち次の各号に掲げる業務(以下「福祉関係業務」という。)の全部又は一部を行わせるものとする。

- 1 対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者の雇用管理並びに再雇用特別措置に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。
- 2 第十七条第一項の給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。
- 3 対象労働者及び家族の介護を行うこととなる労働者に対し、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に関して必要な相談、講習その他の援助を行うこと。
- 4 介護退職者に対し、再就職のための援助を行

行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

2 前項第二号の給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 指定法人は、福祉関係業務の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。指定法人が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により指定法人に行わせる福祉関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)
第二十六条 指定法人は、福祉関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が福祉関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(福祉関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)
第二十七条 指定法人は、福祉関係業務のうち第二十五条第一項第二号に係る業務(次条及び第三十四条において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら同号の給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)
第二十八条 指定法人は、給付金業務を行う場合

において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)

第二十九条 指定法人は、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)
第三十条 指定法人は、福祉関係業務を行う場合には、福祉関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)
第三十一条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)
第三十二条 この節に定めるもののほか、指定法人が福祉関係業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員)の選任及び解任
第三十三条 指定法人の役員は、労働大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 指定法人の役員が、この節の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十四条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、指定法人に対し、その役

員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の公務員たる性質

第三十四条 給付金業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第三十五条 労働大臣は、第二十四条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)
第三十六条 労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、第二十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)
第三十七条 労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 四 第二十三条第一項の条件に違反したとき。

五 第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで福祉関係業務を行つたとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（労働大臣による福祉関係業務の実施）

第三十八条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは福祉関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定法人が福祉関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該福祉関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる福祉関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる福祉関係業務を行わないものとする場合における当該福祉関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 雑則

（介護休業取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例）

第三十九条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして介護休業（これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。）をする労働者の当該介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するため必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十七条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者について適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる

用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 認定中小企業団体 中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律第二条第二項に規定する事業協同組合等であつて、その構成員たる中小企業者に対し、第十二条第一項の事業主が講ずべき措置その他に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき労働大臣がその定める基準により適当であると認定したものを用いる。

3 労働大臣は、認定中小企業団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十八条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「介護休業等に関する法律（以下「介護休業法」という。）第三十九条第四項の届出を

して労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「介護休業法第三十九条第四項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替へるものとする。

6 前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

7 労働大臣は、認定中小企業団体に対し、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第四十条 公共職業安定所は、前条第四項の規定により労働者の募集に従事する認定中小企業団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（介護休業給付の支給）

第四十一条 国又は法律によつて組織された共済組合は、家族の介護を行うための休業をする労働者に対して、その生活の安定に資するため、介護休業給付を支給するものとする。

2 介護休業給付の支給要件及び額その他介護休業給付の支給に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（社会保険料の免除）

第四十二条 家族の介護を行うための休業をする労働者が当該休業をする期間中に負担すべき健康保険、厚生年金保険その他の社会保険の保険料等の額については、別に法律で定めるところにより、免除する。

（調査等）

第四十三条 労働大臣は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、これらの者の雇用の管理、職業能力の開発及び向上その他の事項に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行

政機関の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第四十四条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることが出来る。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県知事少年至長に委任することができる。

（政令で定める審議会への諮問）

第四十五条 労働大臣は、第二条第三項、第五条第一項、第六条第一項第二号及び第三項、第七條第二項及び第三項、第八条第三項、第九条第一項第二号及び第三項第一号、第十条（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十七条第二項並びに第二十五条第一項第二号及び第二項の労働省令の制定又は改正の立案をしようとするとき、第十六条の指針を策定しようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

（労働省令への委任）

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

（船員に関する特例）

第四十七条 第二十二條から第四十條まで及び第四十九條から第五十四條までの規定は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百二十号）第六條第一項に規定する船員にならうとする者及び船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（次項において「船員等」という。）に関しは、適用しない。

2 船員等に関しては、第二条第三項、第五条、

第六条第一項第二号及び第三項、第七條、第八條第三項、第九條第一項、第三項第一号及び第四項、第十條、第十三條第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項第三号及び第十二項、第十三條第一項、第十七條第二項、第四十四條第二項並びに前条中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第九條第三項第二号中「労働基準法昭和二十二年法律第四十九号」第六十五條第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七條第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第十六條及び第四十三條から第四十五條までの規定中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第四十四條第二項中「都道府県知事少年室長」とあるのは「地方運輸局長（海運監理部長を含む。）」と、第四十五條中「第十七條第二項並びに第二十五條第一項第二号及び第二項の労働省令」とあるのは「並びに第十七條第二項の運輸省令」と、「政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

（適用除外）

第四十八條 第二章、第三章、第十七條、第三十九條、第四十條、第四十四條、前條、次條、第五十條及び第五十二條の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

（罰則）

第四十九條 第三十九條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第三十九條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第三十九條第五項において準用する職業安定法第三十八條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第三十九條第五項において準用する職業安定法第四十條又は第四十一條の規定に違反した者
第五十一條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第二十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第三十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十二條 第三十九條第五項において準用する職業安定法第四十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第三十九條第五項において準用する同法第四十九條第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十九條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十四條 第二十七條の規定により労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした指定法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二章、第十一條から第十四條まで、第三十九條から第四十二條まで、第四十九條、第五十條及び第五十二條並びに次条及び附則第四條から第八條までの規定は、平成八年四月一日から施行する。

（労働基準法の一部改正）

第二条 労働基準法の一部を次のように改正す

る。
第十二條第三項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）第二條第三項に規定する介護休業をした期間

第三十九條第七項中「期間及び」を「期間、」に改め、「育児休業をした期間」の下に「及び介護休業等に関する法律第二條第三項に規定する介護休業をした期間」を加える。
（社会保険労務士法の一部改正）
第三條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の十八の次に次の一号を加える。

二十の十九 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）
（育児休業等に関する法律の一部改正）
第四條 育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。
第六條第二項第三号中「休業する期間」の下に「介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）第二條第三項に規定する介護休業をする期間」を加える。

（船員法の一部改正）
第五條 船員法の一部を次のように改正する。
第七十四條第四項中「及び」の下に「介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）第二條第三項に規定する介護休業をした期間並びに」を加える。
（私立学校教職員共済組合法の一部改正）
第六條 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第十四條第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）第二條第三項に規定する介護休業をするとき。

第十四條第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改める。
（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第七條 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第十四條第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）第二條第三項に規定する介護休業をしているとき。
第十四條第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改める。
（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）
第八條 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）の一部を次のように改正する。
第十一條第四項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）第二條第三項に規定する介護休業
（運輸省設置法の一部改正）
第九條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第一百五十七号）の一部を次のように改正する。
第四條第一項第二十四号の二の四の次に次の一号を加える。

二十四の二の五 介護休業等に関する法律（平成七年法律第 号）に基づいて、船員に関して事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めること。
第五十七條第一項中「及び育児休業等に関する法律」を「育児休業等に関する法律及び介護休業等に関する法律」に改める。
（労働省設置法の一部改正）
第十條 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 介護休業等に関する法律(平成七年法律第 号)の施行に関すること。

三十四の三 介護休業等に関する法律第二十二條の指定法人の監督に関すること。

第五條第四十一号の二の次に次の二号を加える。

四十一の三 介護休業等に関する法律に基づいて、事業主が講ずべき措置についての指針並びに勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

四十一の四 介護休業等に関する法律に基づいて、指定法人を指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

第十條第一項中「及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」を、「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法及び介護休業等に関する法律」に改める。

この法律の施行に要する経費は、平年度約二百五億円の見込みである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は五月十五日)

一、有児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

有児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
(衆議院修正に係る条文のみを掲載。小字及び「は修正」は修正)

(有児休業等育兒又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第二條 有児休業等育兒又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

する。

題名を次のように改める。
有児休業、介護休業等育兒又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

目次中「第三章 事業主が講ずべき措置」第十條を「第四章 対象労働者等に対する支援措置」に改める。

第一章 第十六條を「第三章 介護休業(第十條)を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第二章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第三章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第四章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第五章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第六章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第七章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第八章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第九章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第十章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第十一章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第十二章 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第十三條 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第十四條 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第十五條 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第十六條 第十六條を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

らの者に準ずる者として労働省令で定めるものを含む。並びに配偶者の父母をいう。

第四條中「第四章」を「第五章」に改める。

第五條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第六條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第七條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第八條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第九條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第十條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第十一條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第十二條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第十三條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第十四條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第十五條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第十六條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第十七條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第十八條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第十九條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第二十條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第二十一條第二項中「休業開始日」を「育兒休業開始日」に改める。

第五十二條中「第二十七條」を「第三十三條」に改め、同条を第五十八條とする。

第五十一條を第五十七條とする。

第五十條中「第三十九條第五項」を「第四十五條第五項」に改め、同条を第五十六條とする。

第四十九條中「第二十八條」を「第三十四條」に改め、同条を第五十五條とする。

第四十八條中「第三十九條第四項」を「第四十五條第四項」に改め、同条を第五十四條とする。

第四十七條中「第三十九條第五項」を「第四十五條第五項」に改め、同条を第五十三條とする。

第四十六條第一項中「第三章、第十七條、第三十九條、第四十條、第四十二條」を「第四章まで、第二十三條、第四十五條、第四十六條、第四十八條」に改め、同条を第五十二條とする。

第四十五條中「第四十八條及び第五十六條」を「第五十二條及び第五十三條」に改め、同条を第五十一條とする。

第四十四條中「第五十二條」を「第五十三條」に改め、同条を第五十條とする。

第四十三條中「第五十三條」を「第五十四條」に改め、同条を第四十九條とする。

第四十二條中「第五十四條」を「第五十五條」に改め、同条を第四十八條とする。

第四十一條中「第五十五條」を「第五十六條」に改め、同条を第四十七條とする。

第四十條中「第五十六條」を「第五十七條」に改め、同条を第四十六條とする。

第三十九條中「第五十七條」を「第五十八條」に改め、同条を第四十五條とする。

第三十八條中「第五十八條」を「第五十九條」に改め、同条を第四十四條とする。

第三十七條中「第五十九條」を「第六十條」に改め、同条を第四十三條とする。

第三十六條中「第六十條」を「第六十一條」に改め、同条を第四十二條とする。

第三十五條中「第六十一條」を「第六十二條」に改め、同条を第四十一條とする。

第三十四條中「第六十二條」を「第六十三條」に改め、同条を第四十條とする。

という。)の介護をするため、休業をすることができると。

4 前項の規定により休業をすることができ期間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間とする。

5 主務大臣等は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。

6 前三項の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員(非常勤職員を除く)がその要介護家族の介護をするための休業について準用する。この場合において、第三項中「給特法第四条に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「主務大臣等」という。）」とあるのは「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。」、第五項中「主務大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と読み替えるものとする。

第四十五條第一項中「第二十二條から第四十條まで及び第四十七條から第五十一條まで」を「第二十八條から第四十六條まで及び第五十三條から第五十八條まで」に改め、同条第二項中「第二十二條」を「第二十三條から第五十五條まで」に改め、「第六條第一項第二号及び第三号」の下に「(第十二條第二項において準用する場合を含む。)」を、「第七條」の下に「(第十三條にお

いて準用する場合を含む。)」を、「第八條第二項及び第三項」の下に「(第十四條第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十一條第一項第三号及び第二項、第十三條、第四十二條第二項」を、「第十一條、第十二條第三項、第十五條第一項、第三項第一号及び第四項、第十七條第一項第三号及び第二項、第十九條、第四十八條第二項」に、「第十六條及び第四十一條から第四十三條まで」を、「第十五條第三項第二号中「労働基準法第六十五條第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法第八十七條第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第二十二條及び第四十七條から第四十九條まで」に、「第四十二條第二項中」を、「第四十八條第二項中」に、「第四十三條中」を、「第十三條並びに第二十五條第一項第二号及び第二項」を、「第四十九條中」を、「第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項」に、「第十三條の」を、「第十九條の」に改め、同条を第五十一條とする。

第四十四條を第五十條とする。
第四十三條中「第二十二條」を「第二十二條第二号から第五号まで」に改め、「第六條第一項第二号及び第三号」の下に「(第十二條第二項において準用する場合を含む。)」を、「第七條第二項及び第三項」の下に「(第十三條において準用する場合を含む。)」を、「第八條第二項及び第三項」の下に「(第十四條第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十三條並びに第二十五條第一項第二号及び第二項」を「第十一條第一項、第十二條第三項、第十五條第一項第二号及び第三項第一号、第十九條並びに第三十一條第一項第二号及び第二項」に、「第十六條」を「第二十二條」に改め、同条を第四十九條とする。

第四十二條を第四十八條とし、第四十一條を第四十七條とし、第四十條を第四十六條とする。
第三十九條第一項中「(これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)」又は介護休業(事業主が、その雇用する労働者の申出により、当該労働者がその家族の介護のため一定期間休業することを認める措置をいう。又は介護休業(これらに準ずる休業を含む。))に改め、同条第二項中「第十二條」を「第十八條」に改め、同条第五項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児休業法」という。第三十九條第四項を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児休業法」という。第四十五條第四項に、「育児休業法第三十九條第四項を「育児、介護休業法第四十五條第四項」に改め、同条を第四十五條とする。
第五章 雑則」を第六章 雑則」に改める。
第四章第二節第三十八條を第四十四條とする。
第三十七條第一項中「第二十二條第一項」を「第二十八條第一項」に、「第二十四條」を「第三十條」に、「第二十三條第一項」を「第二十九條第一項」に、「第二十六條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同条第二項中「第二十四條」を「第三十條」に改め、同条を第四十三條とする。
第三十六條中「第二十四條」を「第三十條」に改め、同条を第四十三條とする。
第三十五條第一項中「第二十四條」を「第三十條」に改め、同条を第四十三條とする。
第三十四條を第四十一條とする。
第三十三條第二項中「第二十六條第一項」を「第三十二條第一項」に、「第二十四條」を「第三十條」に改め、同条を第三十九條とする。
第三十二條を第三十八條とし、第二十八條から第三十一條までを六条ずつ繰り下げる。
第二十七條中「第二十五條第一項第二号」を「第三十一條第一項第二号」に、「第三十四條」を「第四十條」に改め、同条を第三十三條とする。
第二十六條を第三十二條とする。
第二十五條第一項中「第十七條から第二十條まで」を「第二十三條から第二十六條まで」に、

「第十七條の」を「第二十三條の」に改め、同条を第三十一條とする。
第二十四條を第三十條とし、第二十三條を第二十九條とする。
第二十二條第一項中「第二十四條」を「第三十條」に改め、同条を第二十八條とする。
第四章第一節第二十一條を第二十七條とし、第十七條から第二十條までを六条ずつ繰り下げる。
「第四章 対象労働者等に対する支援措置」を「第五章 対象労働者等に対する支援措置」に改める。
第十六條中「第十一條」を「第十七條」に改め、第三章中同条を第二十二條とする。
第十五條中「第十七條及び第二十五條第一項第一号」を「第二十三條及び第三十一條第一項第一号」に改め、同条を第二十一條とする。
第十四條の見出し中「労働者」を「労働者等」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十條とする。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業の制度又は前条第二項に定める措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第十三條に次の一項を加え、同条を第十九條とする。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する三月の間(当該労働者が、当該対象家族について介護休業をしたことがある場合にあつては、当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して三月を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業を

しない期間)以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならない。

第十二条中「休業申出及び育児休業を」「育児休業申出及び介護休業申出並びに育児休業及び介護休業に」「育児休業を」「育児休業又は介護休業を」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条の見出し中「育児休業を」「育児休業等」に改め、同条第一項中「育児休業」の下に「及び介護休業」を加え、同条第二項中「休業申出」を「育児休業申出又は介護休業申出」に改め、同条を第十七条とする。

第三章 事業主が講ずべき措置を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 介護休業

(介護休業の申出)

第十一条 労働者は、その事業主に申し出ることで、介護休業をすることができ。ただし、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた対象家族については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出(以下「介護休業申出」という。)は、労働省令で定めるところにより、介護休業申出に係る対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は当該対象家族に係る介護休業をすることとする。一の期間について、その初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)とする日(以下「介護休業期間」という。)を明らかにし、しなければならない。

(介護休業申出があった場合における事業主の義務等)

第十二条 事業主は、労働者からの介護休業申出があったときは、当該介護休業申出を拒む

ことができない。

2 第六条第一項ただし書(第二号を除く。)及び第二項の規定は、労働者からの介護休業申出があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十二条第二項において準用する第六条第一項ただし書」と、同条第一項本文「とあるのは「第十二条第一項本文」と読み替えるものとする。

3 事業主は、労働者からの介護休業申出があった場合において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して二週間を経過する日(以下「この項において」「二週間経過日」という。)前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該介護休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

(介護休業終了予定日の変更の申出)

第十三条 第七条第三項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

(介護休業申出の撤回等)

第十四条 介護休業申出をした労働者は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日(第十二条第三項の規定による事業主の指定があった場合にあつては、当該事業主の指定した日。第三項において準用する第八條第三項、次条第一項及び第十九条第二項において同じ。)の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き、事業主は、第十二条第一項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 第八条第三項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中

「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

(介護休業期間)

第十五条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができ。期間は(第三項において「介護休業期間」という。)は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日(その日が当該介護休業開始予定日とされた日(次の各号のいずれかに該当する場合にあっては当該各号に定める日とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。)の翌日から起算して三月を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日(以下「この項において」「三月経過日」という。))第三項において同じ。)までの間とする。ただし、三月経過日が当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第十一条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

一 当該労働者が、対象家族について第十一条第一項ただし書の労働省令で定める特別の事情がある場合に同条の規定により介護休業申出をする場合、当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して当該介護休業申出に係る対象家族のために第十九条第二項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて労働省令で定めるものが既に講じられている場合、当該措置のうち最初に講じられた措置の初日

2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、第十三条において準用する第七條第三項の規定により当該介護休業終了予定日の変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第二号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。

一 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の労働者が介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二 介護休業終了予定日とされた日までに、介護休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まったこと。

4 第八条第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

(解雇の制限)

第十六条 第十条の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五條、第九條、第十一條、第十二條、第十四條、第十六條、第十八條及び第二十條の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(第二条の規定の施行期日)

第二条 事業主は、第二条の規定の施行期日においても、可能な限り速やかに、同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の例による介護休業の制度を設けるとともに、同法第十九条第二項の規定の例による措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(検討)

第三條 政府は、第一條の規定の施行後適當な時期において、介護休業の制度の實施状況、介護休業中における待遇の状況その他の同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行状況、公的介護サービスの状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、家族を介護する労働者の福祉の増進の観点から同法に規定する介護休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働基準法の一部改正)

第二條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第四号中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号」に改める。

第三十九條第七項中「育児休業等に関する法律第二條第一項」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二條第一号」に改める。

第三條 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第四号を次のように改める。
四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第五十一條第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))に規定する介護をするための休業を含む。第三十九條第七項において同じ。をした期間

第三十九條第七項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二條第一号に規定する育児休業」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二條第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業」に改める。
(社会保険労務士法の一部改正)

第四條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十八の次に次の一号を加える。

二十の十九 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)

第五條 社会保険労務士法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十九を次のように改める。

二十の十九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)

第六條 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正

第六條 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「再就職の援助を削る。
第二十四條及び第二十五條を次のように改める。
第二十四條及び第二十五條 削除

第三十條及び第三十一條 削除
第三十五條中、「第二十五條」を削る。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十條及び第三十一條の規定は、この

法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を第二條の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十六條に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

3 平成七年十月一日から平成十一年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二條の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十六條」とあるのは、「第一條の規定による改正後の育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十條」とする。

第八條 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第七十四條第四項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号」に改める。

第九條 船員法の一部を次のように改正する。
第七十四條第四項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号に規定する育児休業」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業」に改める。

第十條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。
第二條第六項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日

の休業を含む。」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十條 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條第四項第一号を次のように改める。
一 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号に規定する育児休業(同法附則第二條に規定する事業所の労働者に係る育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)第一條の規定による改正前の育児休業等に関する法律第二條第一項に規定する育児休業に相当する休業を含む。)

第十一條 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。
第十一條第三項中「の業務に従事しなかつた期間」の下に「及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第二号に規定する介護休業により当該業務に従事しなかつた期間」を加え、同条第四項第一号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

第十二條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。
第二條第六項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日

四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日

(健康保険法等の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六條

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十條ノ二

三 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)第四條第一項第二十四号の二の四及び第五十七條第一項

第十四条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 健康保険法第七十六條

二 船員保険法第六十條ノ二

三 運輸省設置法第四條第一項第二十四号の二の四及び第五十七條第一項

(私立学校教職員共済組合法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」に、「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」に改める。

一 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第十四條第二項第二号及び第二十八條第二項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)第七條第四項及び第五項

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百五十二号)第七十條の二及び第四百十四條の二

四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十條第一項及び第二項

第十六条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 私立学校教職員共済組合法第十四條第二項第二号及び第二十八條第二項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七條第四項及び第五項

三 地方公務員等共済組合法第七十條の二及び第四百十四條の二

四 地方公務員の育児休業等に関する法律第十條第一項及び第二項

(厚生年金保険法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」に改める。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第七十六号)第一条第一号に改める。

二 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第十四條第二項第二号

三 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十八條の二

第十八条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 厚生年金保険法第八十二條の二

二 農林漁業団体職員共済組合法第十四條第二項第二号

三 国家公務員等共済組合法第六十八條の二

(労働省設置法の一部改正)

第十九条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三十四の二 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十二條の指定法人の監督に關すること。

第五條第四十一号中「事業主が講ずるよう努めるべき措置に關する指針並びに働く婦人の家の設置及び運営に關する望ましい基準」を「及び事業主が講ずるよう努めるべき措置に關する指針」に改め、同條第四十一号の次に次の二号を加える。

四十一の三 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、事業主が講ずるべき措置に關する指針並びに勤労者家庭支援施設の設置及び運営に關する望ましい基準を定めること。

四十一の四 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、指定法人を指定し、及びこれに對し、認可その他監督を行うこと。

第十條第一項中「及び中小企業における労働力確保のための雇用管理の改善の促進に關する法律」を「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に關する法律」に改める。

育兒休業等育兒又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に改める。

第二十二條 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

族介護を行う労働者の福祉に関する法律を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同條第三十四号の二中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十二條を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十八條」に改める。

第五條第四十一号の三及び第四十一号の四並びに第十條第一項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に關する請願(第九五六号)

第九五六号 平成七年四月二十八日受理

ハイヤー・タクシ労働者の労働条件改善に關する請願

請願者 長崎県大村市諏訪二ノ一六ノFノ四 広瀬泰子 外九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第三号中正誤

ページ 段 行

幾

正

六
三
から終わり
一六

おりいます

おります

平成七年五月三十日印刷

平成七年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局